

重点 8 事項等

< 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理 >

) 農林統計関係

ア 農林水産省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 統計部門 4,132 人、情報部門 876 人の計 5,008 人

(注) 地方農政局(7) 統計部、統計・情報センター(266)等に配置

統計部門 4,132 人について、品目横断的経営安定対策への転換等の農政改革を踏まえ、以下のとおり、約 1,900 人の定員を純減する。

- 実査業務約 2,500 人について、国の職員による実地調査を大胆に見直すこととし、約 1,100 人を純減
- 企画・取りまとめ業務約 1,200 人について、実査業務の合理化に合わせて業務の大幅な合理化を行い、約 600 人を純減
- 管理業務約 400 人について、業務の合理化に合わせて約 200 人を純減

情報部門 876 人について、業務内容の重点化により、約 500 人の定員を純減する。

(注) 数については精査中

イ 有識者会議としての指摘

農政改革の進展に応じて、期間中においても統計調査の必要性や情報業務の内容を見直すこと。

職員による実地調査を当面存続させる統計調査について、農業者が自ら記帳できるようにするなどの方策を進め、調査員調査、郵送調査への移行を更に進めること。

今回の定員純減を踏まえて、統計・情報センター等の関連組織の統廃合を大胆に実施すること。

情報部門について、今回の業務見直しと定員純減を踏まえ、既存の広報業務との関係を整理し、部門の廃止を含めて、在り方を抜本的に見直すべきであると考えます。

）食糧管理関係

ア 農林水産省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 主要食糧部門 3,297 人、消費・安全部門 4,096 人の計 7,393 人

(注) 地方農政局(7)及び地方農政事務所(39)に配置

主要食糧部門約 3,300 人について、米政策改革の具体化の状況や農政改革を踏まえ、以下のとおり、約 1,600 人の定員を純減する。

- 主要食糧の備蓄運営・国家貿易業務約 1,000 人について、事務手続に係るシステム最適化により約 300 人を純減
 - 農産物検査業務約 400 人について、民間検査の精度向上を踏まえた国の関与の縮減により約 100 人を純減
 - 米穀の生産調整等及び米麦の生産・流通調査業務約 1,400 人について、調査業務の抜本的見直しにより約 900 人を純減
 - 管理業務約 500 人について、業務の合理化に合わせて約 300 人を純減
- 消費・安全部門約 4,100 人については、業務の見直し・効率化により、約 500 人の定員を純減する。
- 食品表示監視業務約 2,000 人について、実施方法等の見直しにより約 300 人を純減
 - 食品価格・需要動向調査業務約 100 人について、調査方法の見直しにより約 50 人を純減
 - 管理業務約 600 人について、業務の合理化に合わせて約 150 人を純減

(注) 数については精査中

イ 有識者会議としての指摘

米政策改革や農政改革の進展を踏まえ、期間中においても仕事のやり方自体を見直すなど、今後とも不断の業務見直しを行うこと。

主要食糧の備蓄運営・国家貿易業務について、ITの活用、民間委託の推進により、一層の減量・効率化を推進すること。

農産物検査、米穀の生産調整業務について、国が行う検査から民間検査への移行及び農業者が主体的に行う需給調整システムの趣旨を踏まえ、国による関与を極力限定し、一層の減量・効率化を推進すること。

今回の定員純減を踏まえ、地方農政事務所等における関連組織の統廃合を大胆に実施すること。

食品表示監視業務について、事業者による法令遵守を基本として、巡視対象の選定を工夫することや非公務員の活用など、仕事のやり方自体を不断に見直すとともに、消費・安全部門のその他の業務についても、業務定着に合わせて効率化を進めるべきであると考えます。

) 北海道開発関係

ア 国土交通省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 北海道開発局の定員 6,283 人

(注) 道路部門約 2,300 人、治水部門約 1,100 人、港湾空港部門約 460 人、農業・水産部門約 1,180 人、総務部門その他約 1,250 人

イ 有識者会議としての指摘

< 包括的・抜本的な民間委託等 >

) ハローワーク関係及び労働保険(労災)関係

(注) 追加検討要請事項のうち、「労働保険(労災)関係」についても合わせて検討した。

ア 厚生労働省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 公共職業安定所の定員 12,164 人、労働保険(労災)業務関係定員 5,121 人
(うち、107 人は公共職業安定所の定員と重複)の計 17,178 人

事務事業の見直しにより、定員管理による純減のほか、以下のとおり、計 738 人の定員を純減する。

- 職業紹介関連業務約 6,000 人について、定型的な相談対応やセミナー実施業務等の民間委託、人材銀行や求人開拓業務の市場化テストによる民間委託により、501 人を純減
- 労働保険の適用・徴収関連業務約 2,700 人について、入力・発送等の定型的業務の民間委託化、社会保険との共通滞納事業所に対する滞納整理の一元化等により、202 人を純減
- 雇用保険三事業の助成金の審査・支給業務約 500 人について、業務の効率化により、35 人を純減。また、今後結論を得ることとしている雇用保険三事業の見直しの結果に従い、関連する定員の更なる見直しを検討する。

滞納整理や調査の一元的実施等により、社会保険・労働保険の徴収事務等の一元化を更に進めるとともに、保険料の計算・賦課・納付に関し、事業主の利便性の向上等を図る観点から、賃金総額に着目する方法を社会保険に活用することを含め、引き続き、その在り方の検討を行う。

イ 有識者会議としての指摘

職業紹介業務については、国がセーフティネットの機能を維持するとしても、社会経済情勢の変化に応じた条約解釈の検討を含め、民間参入の拡大や包括的な民間委託など、その業務の在り方について見直しを行うこと。

雇用保険三事業については、国民の批判を真摯に受けとめ、廃止を含めた抜本的な見直しを行い、できる限り早期に結論を得るとともに、検討結果に応じて抜本的な定員の純減を行うこと。

社会保険・労働保険の適用・徴収業務については、整合的な情報システムを構築しつつ、必要な制度整備を含めて一元化の取組を着実に進めること。また、組織や庁舎の統廃合を念頭に置きつつ、実施体制の効率化や利用者の利便性の向上を更に推進すること。

）社会保険庁関係

ア 厚生労働省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 社会保険庁の定員 17,365 人

(注) 本庁 870 人、地方社会保険事務局約 3,700 人、社会保険事務所約 12,800 人

「社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減計画」(注)に基づき、最大限の前倒しをして実施することにより、以下のとおり、今後 5 年間で計 3,000 人以上の定員を純減する。

- 政府管掌健康保険の公法人への移管で 2,000 人程度を純減
- 業務の外部委託化等で 1,000 人以上を純減

(注) 平成 17 年 12 月策定。平成 18 年度から 7 年間で、政府管掌健康保険の公法人(非公務員型)への移管(約 2,000 人)を含めて、17 年度の人員に比較し、常勤公務員の定員を 20% 以上(約 3,500 人)純減する。

滞納整理や調査の一元的実施等により、社会保険・労働保険の徴収事務等の一元化を更に進めるとともに、保険料の計算・賦課・納付に関し、事業主の利便性の向上等を図る観点から、賃金総額に着目する方法を社会保険に活用することを含め、引き続き、その在り方の検討を行う。

イ 有識者会議としての指摘

新組織の発足後も、事業運営の効率性等を厳しく評価しつつ、不断に改革を進めていくとともに、総人件費の改革期間が 5 年間であることを踏まえ、改革のスピード感を重視し、前倒しの努力を引き続き行うこと。

社会保険・労働保険の適用・徴収業務については、統合的な情報システムを構築しつつ、必要な制度整備を含めて一元化の取組を着実に進めること。また、組織や庁舎の統廃合を念頭に置きつつ、実施体制の効率化や利用者の利便性の向上を更に推進すること。

）行刑施設関係

ア 法務省による業務見直しの内容

関係定員 17,645 人

(注1) 総務部門約 2,400 人、処遇部門約 10,550 人、医務部門約 900 人 等

(注2) 刑務官等の公安職職員 16,739 人、行政職職員 333 人、医療職職員 573 人

従来から民間委託を実施している非権力的な業務について民間委託数を平成 18 から 22 年度の間 719 ポスト増まで拡大 (17 年度の 617 から 1,336 へ) する。

内訳としては、行刑施設本所において、(1)総務系業務の庶務について 115 ポスト増、会計事務について 117 ポスト増、用度事務について 316 ポスト増、(2)処遇系業務について 140 ポスト増、(3)医務系業務について 31 ポスト増である。

平成 19 及び 20 年度開所予定の P F I 刑務所 2 か所については、職員必要数 (法務省想定人数) 627 人中 290 人 (46%) を民間委託の予定である。

今後も新設刑務所や新設と同等の大規模な修繕・改築を行う刑務所において、特区制度を活用した大幅な民間委託を積極的に検討していく。また、P F I 方式による包括的民間委託以外にも、特区制度の活用が可能な具体的事案について、地方自治体等から提案があれば、積極的に検討していく。

行刑施設は、被収容者の増加を背景に近年職員定員の大幅な増が行われている分野であるが、以上の措置により増員幅の抑制に努める。

イ 有識者会議としての指摘

P F I 方式や構造改革特区の活用など、考え得る手法を総動員して、民間委託の拡大を積極的に検討することにより、増員幅の一層の抑制に努めること。

特に、行政職職員の配置も含め総務部門等の非権力的な業務について更に見直しを行い、民間委託を行う業務の範囲及びポスト数の拡大を検討すること。

< 非公務員型独立行政法人化等 >

) 森林管理関係

ア 農林水産省による業務見直しと定員合理化の内容

国有林野事業特別会計の定員 5,264 人

(注) 林野庁国有林野部 189 人、森林管理局(7局)5,056 人(このうち、森林管理署(98 署)、森林事務所(1,256 か所)等に計 3,800 人程度)

業務・定員のスリム化により 440 人の純減を行う。

非公務員型独立行政法人へは、人工林の整備、木材販売やそれと一体的に実施することが合理的な業務を移行することとし、治山事業、森林計画の策定、天然林の管理・保全等は、引き続き国が責任をもって実施する。法人には 1,970 人が移行する。

イ 有識者会議としての指摘

国に残る業務にせよ、法人に移行する業務にせよ、具体的な組織体制の検討に当たっては、各組織が非効率な形態にならないよう精査すること。

区分経理の在り方など、今後の特別会計改革の中で検討される事項についての結論を踏まえ、更に精査し、それに応じて定員の合理化を図ること。

）国立高度専門医療センター関係

ア 厚生労働省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 国立高度専門医療センターで計 5,629 人

(注) 国立がんセンター1,325 人、国立循環器病センター996 人、国立精神・神経センター1,062 人、国立国際医療センター1,074 人、国立成育医療センター740 人、国立長寿医療センター432 人

ナショナルセンターとしての役割・位置付けを充実発展させるための条件を担保するのに必要な制度的・財政的な措置（センターの意見の主務大臣による尊重の担保、借入金（約 2,300 億円）の償還等）を講じた上で、非公務員型独立行政法人とすることを検討する。

(注) 国立国際医療センターの国際医療協力に係る定員（61 人）の一部等については本省移管を検討するとしている。

独立行政法人化された国立高度専門医療センターの形態をセンターごとの個別の法人とするか統合した 1 個の法人とするかについては、法人の詳細設計の段階で最終的な結論を得るべく、各センターの果たす機能を踏まえながら更なる検討を行う。

イ 有識者会議としての指摘

法人化するまでの間及び法人化した後の姿を含め、業務の効率化や債務の返済計画などについて積極的な検討を行い、必要な措置を講ずること。

法人の形態の検討に当たっては、法人を統合して共通業務の集中による効率化を図ることが大きな方向であることに留意するとともに、どのような法人形態であっても、主務大臣の定める中期目標の下で、業務運営の効率化を図っていくこと。

追加検討要請事項等

) 登記・供託関係

ア 法務省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 登記・供託関係で計 10,253 人（登記関係 9,982 人、供託関係 271 人）

（注）法務局（8）、地方法務局(42)、支局(287)、出張所(262)に配置

以下の業務見直しにより、計1,588人（定員合理化計画による削減数を一部含む。このうち、業務見直しによる純減数についてはなお精査を要する）を削減目標数とする。

- 登記事項証明書交付等の証明事務（乙号事務）における市場化テストの実施により民間委託を実施することで、乙号事務専従職員について 1,181 人を削減
- 平成 19 年度から 22 年度に約 120 庁の登記所を統廃合することにより、57 人を削減
- 登記のオンライン申請率の向上の取組により、不動産登記、商業法人登記等申請事件処理事務（甲号事務）のオンライン利用率 50%を実現することで、約 350 人を削減

イ 有識者会議としての指摘

市場化テストの実施に当たっては、発注内容等を最大限に工夫して、できるだけ多くの企業が入札に参加できるようにするとともに、入札企業の業務上の工夫が活かされるようにすることで、民間活力を最大限に活用すること。

オンライン申請の利用促進のため、利用者にとって使いやすいシステムの改善に積極的に取り組むこと。

登記の甲号事務について、民間の生産管理手法を参照するなどにより、業務フローを抜本的に見直すこと。

なお、限られた時間の中で今回結論を得るに至らなかったが、有識者会議として、この業務について非公務員型独立行政法人化がなじまないとの判断をしたものではない。

) 国有財産管理関係

ア 財務省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 1,777 人

(注) 財務局等(10)、財務事務所(40)、財務出張所(13)に配置

業務の見直しと定型的業務の更なる民間委託の実施により、以下のとおり、計 181 人の定員を純減する。

- 行政財産関係について、ITの活用等により 76 人を純減
 - 普通財産関係について、ITの活用等及び民間委託により 81 人を純減
 - 公務員宿舍関係について、ITの活用等及び民間委託により 24 人を純減
- 今後 5 年間は、新規増員要求を行わない。

イ 有識者会議としての指摘

政府の資産・債務改革の一環として、国有財産の有効活用・民間活用、売却促進を進めることが重要であり、この観点から、定型的業務の民間委託に限らず、高度利用等のノウハウを有する民間部門などの知見を活用するための工夫を行うこと。

財務出張所の業務の整理・縮小に努めるとともに、その在り方を見直して、統廃合を実施することが望まれる。

資産売却を進めていくことにより管理対象である国有財産のストックが減少すると考えられることから、これに合わせて、一層の減量・効率化を推進することが望まれる。

なお、限られた時間の中で今回結論を得るに至らなかったが、有識者会議として、この業務について非公務員型独立行政法人化がなじまないとの判断をしたものではない。

) 官庁営繕関係

ア 国土交通省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 国土交通省の官庁営繕部門の定員 1,199 人

(注) 本省官庁営繕部 226 人、地方整備局営繕部 866 人、北海道開発局営繕部 107 人

以下に示す事務事業の見直しにより、計 122 人の定員を純減する。

- 保全の基準の設定及び実施の勧告・指導に関する業務 217 人について、「保全業務支援システム」の利用の普及促進により、保全の現地指導に関する業務の 40 人を純減するとともに、保全実態調査の評価・分析等に関する業務を 25 人純減
- 位置・規模・構造の基準の設定及び実施の勧告、危険庁舎等の改築・修繕の勧告に関する業務 421 人について、基礎的調査業務の民間委託の拡充により、36 人を純減
- 国家機関の建築物の企画・調達に関する業務 363 人について、企画段階における関係機関との調整の充実強化により、発注条件の設定に関する業務の 10 人を純減するとともに、入札契約の運用に係るマニュアル化の促進により、調達に関する業務を 11 人純減

イ 有識者会議としての指摘

限られた時間の中で今回結論を得るに至らなかったが、有識者会議として、この業務について非公務員型独立行政法人化がなじまないと判断をしたものではない。

) 国土地理院関係

ア 国土交通省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 国土地理院の定員 797 人

(注) 本院 562 人、測地観測所(2) 10 人、地方測量部(9) 216 人、沖縄支所 9 人

以下に示す事務事業の見直しにより、定員管理による純減と合わせて計 70 人の定員を純減する。

- 公共測量の指導・調整に関する業務約 90 人について、業務の外部委託化により、13 人純減するとともに、測量成果に係る審査業務について第三者機関による検定の活用の拡充による業務の合理化により、7 人を純減
- 国土の位置・形状の規定及び提示に関する業務約 300 人について、地図の修正に係る基本情報調査業務等の外部委託を含む業務の合理化により、13 人を純減
- 地理情報の共有化・高度利用の推進に関する業務約 120 人について、GIS の開発・導入等による業務の合理化により、10 人を純減
- 内部管理業務約 180 人について、電子処理の推進、業務処理の集中化等により、27 人を純減

大規模災害等現状では予測し難い状況への対処を除き、今後 5 年間は、新規増員要求を行わない。

イ 有識者会議としての指摘

限られた時間の中で今回結論を得るに至らなかったが、有識者会議として、この業務について非公務員型独立行政法人化がなじまないと判断をしたものではない。

) 自動車登録関係

ア 国土交通省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 930 人

(注) 運輸支局等(52)、自動車検査登録事務所(36)に配置

業務の見直し、更なる民間委託の実施により、以下のとおり、計 138 人の定員を純減する。

- 登録業務のうち登録事項等証明書の交付業務について、民間委託により 10 人を純減
 - その他の登録業務について、業務効率化により 108 人を純減
 - 回送運行許可等の登録関係業務について、業務効率化により 20 人を純減
- 今後 5 年間は、新規増員要求を行わない。

イ 有識者会議としての指摘

重要方針に定められているとおり、自動車検査登録特別会計及び自動車損害賠償保障事業特別会計の統合を踏まえ、自動車登録業務を含む両特別会計の業務について非公務員型独立行政法人化を検討すること。

自動車保有関係手続のワンストップサービスの拡大及びその利用率の向上に努め、着実に定員の合理化を図ること。

) 気象庁関係

ア 国土交通省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 気象庁の定員 5,958 人

(注) 本庁 1,201 人、地方支分部局 4,188 人(管区气象台(5)、地方气象台(47)、測候所(46)等)、施設等機関 569 人(気象研究所、気象衛星センター、高層气象台、地磁気観測所及び気象大学校)

以下に示す事務事業の見直しにより、定員管理による純減のほか、192 人の定員を純減する。

- 気象庁の研究部門である気象研究所 174 人について、研究者の積極的な人材交流及び多様な研究資金の活用の実現の観点から非公務員型独立行政法人に移行する。
- 測候所 46 か所計 454 人について、解説業務の遠隔化、観測業務の可能な限りの自動化を実施することとし、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間で原則廃止することにより、18 人を純減(測候所の原則廃止による削減数全体は 338 人)。

イ 有識者会議としての指摘

気象大学校において、4 年間職員の身分で給与支給しつつ毎年 15 人の地方气象台要員を育成するシステムについて、その必要性や効率性について評価を実施し、結果を公表すること。

(注) 気象庁では、毎年 15 人の気象大学校卒業生のほか、約 60 人の種(理工系)採用者(普通大学卒業者)がある。

機械化・自動化の進展等を反映した予報・観測業務の一層の効率化について、毎年度の厳格な定員管理の枠組みの中で厳しくチェックを行い、更なる定員の純減数の確保に取り組むこと。

なお、気象研究所を除いて、限られた時間の中で今回結論を得るに至らなかったが、有識者会議として、この業務について非公務員型独立行政法人化がなじまないと判断をしたものではない。

）防衛施設関係

ア 防衛庁からの状況報告の内容

関係定員 防衛施設庁の定員 3,103 人

(注) 本庁 552 人、防衛施設局 2,551 人

防衛施設に係る競売入札妨害容疑で防衛施設庁の現職幹部が逮捕された事案を受け、防衛施設庁を解体するとともに、全庁的な観点から見直しを行い、新たな防衛組織を構築することとし、検討を進めている。

- 防衛施設庁の業務について、原則として、総務・会計などの組織管理業務と、基地周辺対策など地方自治体や国民との関係に焦点を当てた業務は内部部局に、施設取得を中心とする調達に係る業務は透明性の高い実施部門に移管する。
- 防衛施設局を地域と防衛行政の接点を担う地方支分部局に再編し、また、全庁的な立場から監査・監察を行う組織・部局を新設する。
6 月末までに組織改編案の概要を提示した上、8 月末に概算要求を行う予定。

イ 有識者会議としての指摘

新たな防衛組織の構築の検討に当たっては、組織・定員の徹底したスリム化を基本方針として明確にすること。

調達に係る業務を処理する「透明性の高い実施部門」の組織の在り方については、所管省庁との間には相互牽制機能が働かないといった独立行政法人制度の特性に十分に留意して検討すること。

概算要求時の新組織と関連定員については、組織・定員管理当局においてこれを厳格にチェックすること。